

【別添 1】

補助対象経費費目

費目	経費の具体例
諸謝金	講演会等の講師等に対する謝礼
旅費交通費	講演会等の講師に対する旅費（※実費）
消耗品費	各種用紙、封筒、イベントで使用する材料費など
印刷製本費	印刷代、写真の現像代、コピー代
通信運搬費	切手、はがき等の郵便料等
保険料	ボランティア保険料など
賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料、バス借上など

（注）

- 1 補助対象経費は、原則として費目の欄に掲げる経費で、事業実施のために直接必要となるものです。
- 2 団体の構成員への謝金は、対象となりません。
- 3 スタッフの旅費・交通費は対象となりません。
- 4 会議費（会議・打ち合わせ等の菓子代、弁当代）は、対象となりません。
- 5 事務局の人件費、賃料、光熱水道費、電話代等一般管理費に相当するものは対象となりません。
- 6 器具什器ならびに備品購入費は対象となりません。
- 7 経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外のものでも補助対象経費となるものもあります。

なお、詳しくは今治市社会福祉協議会 地域福祉課までお問い合わせください。